

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(政令第九条の七第六項及び第二十八項の割合等)	(政令第九条の七第六項及び第二十八項の割合等)
第三条の二	政令第九条の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。	第三条の二 同上
	一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合	一 同上
イ	政令第九条の七第六項及び第二十八項に規定する関係道府県に係る場合(口に該当する場合を除く。) 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合	イ 同上
ロ	特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る場合 当該都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合に十二・九分の三・二を乗じて得た割合(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	ロ 同上
二	二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九条の七第六項及び第二十八項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合	二 同上

2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九条の七第八項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

二 同上

三 適格分割等の日

四 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第七項に規定する道府県民税の控除余裕額と

2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所を有する内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）にあつては、当該内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）の主たる事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 同上

三 同上

四 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人（同条第十項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人（同条第十項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第七項に規定する道府県民税の控除余裕額と

みなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 その他参考となるべき事項

- 3 政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等に係る分割法人等の名称及び事務所又は事業所所在地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 政令第九条の七第二十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第十九項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

（法第五十三条第三十八項の届出）

第三条の三 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七

十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項

の規

みなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 その他参考となるべき事項

- 3 同上

一 同上

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

（法第五十三条第三十八項の届出）

第三条の三 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七

十四条第一項（同法第一百四十五条において準用する場合を含む。）の規

定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に

掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十八項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第七十五条の二第一項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第六項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）当該申告書の提出期限の延長の処分に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条において同じ。）終了の日から二十二日以内

二 法人税法第七十五条の二第三項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

三 法人税法第七十五条の二第五項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徵収猶予の申請書類）

第三条の四 政令第九条の九の四第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に

掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十八項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第七十五条の二第一項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第六項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）当該申告書の提出期限の延長の処分に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条において同じ。）終了の日から二十二日以内

二 法人税法第七十五条の二第三項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

三 法人税法第七十五条の二第五項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徵収猶予の申請書類）

第三条の四 同上

2 同上

掲げる書類とする。

一 法第五十五条の二第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる更

正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第十七項第三号（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に

係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の四第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四の三 政令第九条の九の五第三項の規定による申請書の様式は

、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に

一 同上

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号

に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同項第三号

に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 同上

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四の三 同上

2 同上

掲げる書類とする。

一 連結親法人（法第五十五条の四第一項に規定する連結親法人をいう。  
。次条において同じ。）が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は  
更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第  
六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十項  
において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税  
額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八  
条の八十八第十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十項におい  
て準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い  
変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等と  
の間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の五第三項第四号に規定する場合に該当するときに  
あつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証  
人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（政令第二十条の二の十七の額）

第三条の十五 政令第二十条の二の十七第一項に規定する総務省令で定め  
るところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第  
九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という  
。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した  
額の合計額とする。

一 資源開発事業法人（租税特別措置法第五十五条第二項第一号の法人

一 同上

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は  
更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第  
六十八条の八十八第十八項第一号  
に掲げる更正決定に係る連結法人税  
額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同項第三号  
に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い  
変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等と  
の間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 同上  
に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い  
変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等と  
の間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

（政令第二十条の二の十五の額）

第三条の十五 政令第二十条の二の十五第一項に規定する総務省令で定め  
るところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第  
九項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という  
。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した  
額の合計額とする。

一 同上

をいう。以下同じ。）の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等（以下「資源開発事業等」という。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人（租税特別措置法第五十五条第二項第二号の法人をいう。以下同じ。）の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付け（以下「投融資」という。）を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

2 政令第二十条の二の十七第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から投融資を

二 同上

2 政令第二十条の二の十五第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 同上

受けていいる資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けていいる資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を當む法人の当該付隨して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

（社会保険診療に係る特別療養費の証明）

**第四条の二** 法第七十二条の二十三第三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特別療養費に係る部分は、当該部分が同号に規定する療養に要する費用の額として同号に規定する法律の規定により定める金額に相当することにつき保険者の国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の六第四項の規定による通知により証明がされた法第七十二条の二十三第三項第一号に規定する特別療養費に係る部分とする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

**第五条の二** 政令第三十二条の二第四項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。  
2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 法第七十二条の三十九の二第一項の申立てをしたことを証する書類  
二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割

（社会保険診療に係る特別療養費の証明）

**第四条の二** 法第七十二条の二十三第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特別療養費に係る部分は、当該部分が同号に規定する療養に要する費用の額として同号に規定する法律の規定により定める金額に相当することにつき保険者の国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の六第四項の規定による通知により証明がされた法第七十二条の二十三第二項第一号に規定する特別療養費に係る部分とする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

**第五条の二** 同上

額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の二第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号

に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 同上

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第五条の四 政令第三十二条の三第四項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人（法第七十二条の三第九の四第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。）が同項の申立てをしたことを証する書類

2 同上

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第五条の四 同上

額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号

に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 同上

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第五条の四 同上

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割

額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得

割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第

十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場

合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連

結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立て

に係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにす

る書類

三 政令第三十二条の三第四項第四号に規定する場合に該当するときに

あつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証

人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項の割合等）

第十条の二の四 政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する

総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する関係市町

村に係る場合（口に該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課

する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る  
場合 当該都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割

額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得

割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第

十八項第一号

に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連

結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立て

に係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにす

る書類

三 同上

（政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項の割合等）

第十条の二の四 同上

第三条の二第一号□に規定する割合を控除した割合

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

政令第四十八条の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の十三第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の

2 同上

一 政令第四十八条の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 同上

四 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の

規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 その他参考となるべき事項

3 政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあっては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等に係る分割法人等の名称及び事務所又は事業所所在地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 政令第四十八条の十三第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

規定により同項の内国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 同上

3

同上

一 同上

二 同上

三 同上  
四 同上

五 その他参考となるべき事項

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の  
徵収猶予の申請書類)

第十条の二の六 政令第四十八条の十五の三第三項の規定による申請書の

様式は、第二十二号の二の二様式とする。

2

政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は  
、次に掲げる書類とする。

一 法第三百二十二条の十一の二第一項の申立てをしたことを証する書  
類

二 法第三百二十二条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人  
税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特

別措置法第六十六条の四第十七項第一号 (同法第六十六条の四の三第  
十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。)

二 法第三百二十二条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人  
税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特  
別措置法第六十六条の四第十七項第一号

に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同項第  
三号

に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同項第  
三号

に掲げる地

方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号  
の申立てに係る条約相手国等 (法第三百二十二条の十一の二第一項に  
規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。)との間の相互協  
議 (法第三百二十二条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。  
次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の三第三項第四号に規定する場合に該当する

五 同上

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の  
徵収猶予の申請書類)

第十条の二の六 同上

2

同上

一 同上

三 同上

方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号  
の申立てに係る条約相手国等 (法第三百二十二条の十一の二第一項に  
規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。)との間の相互協  
議 (法第三百二十二条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。  
次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

ときにつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類  
、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の  
市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 政令第四十八条の十五の四第三項の規定による申請書の

様式は、第二十二号の二の二様式とする。

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は  
、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人（法第三百二十二条の十一の三第一項に規定する連結親  
法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十二条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人  
税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特  
別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七  
の二第十九項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る  
連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同  
法第六十八条の八十八第十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第  
十項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正  
決定に伴い変更されること並びに前号の申立てに係る条約  
相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当する  
ときにつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類  
、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の  
市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 同上

2 同上

一 同上

二 法第三百二十二条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人  
税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特  
別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号  
の二第十九項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る  
連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同  
法第六十八条の八十八第十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第  
十項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正  
決定に伴い変更されること並びに前号の申立てに係る条約  
相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 同上  
に掲げる地方法人税に係る更正  
決定に伴い変更されること並びに前号の申立てに係る条約  
相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

[REDACTED]